

内容は次のとおりである。小森惣右衛門の次男利八が今日郡役所において、堰管理の任役（堰裁判定役）を命じられた。今後は思い堰と麻生堀の保守管理について、堰守兩人と協力すること。また、大川の洪水の際も大川の西土手の定役に協力して裁判を行うことになるので、その旨を承知するよう、ということである。なお、この文書を中荒井組内の関係する村々の肝煎に対し回覧したのは、中荒井組郷頭長男の惣九郎で

ある。また、中荒井組以外で思い堰や麻生堀を利用している郷村の肝煎に対しても、それぞれの組の郷頭より同じく通知したものと思われる。

なお堰裁判定役の任命の仕方は一貫して同じであった。
次の文書は、嘉永五年（一八五二）四月十七日に代官鈴木長蔵が小森愛之助と幸利八（幸四郎）を郡役所に同道し、担当役人の立会いのもとに申し渡しをした任命書の聞き覚えである。

シテ申入る

四月十七日申聞覚

嘉永五年
四月十七日申聞覚
思堰堰戈判定役

思堰

小森愛之助

申聞覚

幸利八

其の方義願之通り役義用

捨せしむ幸利八と申す者 親

跡思堰戈判定役申し付け候之に依つて

給米帶刀無役高之義

共に親通り申し付け候事

すなはち、愛之助の退職願は承認する。また、幸利八についても親の跡を継ぎ、思い堰戈判定役を命ずる。したがって、給米帶刀無役高の件についても親同様認める、という事である。なお利八（幸四郎）は明治の世になつても、明治二十四年に死亡するまで、この仕事に関係して

いたといわれている。

ちなみに、堰裁判定役は左表のとおり世襲となつていた。なお参考までに特に関係の深い郷頭も併せて示す。